



第 31 回

### 手形 小切手について(2)

約束手形の基本的な行為と手形のメリットについて、説明します。

#### 手形の振出・裏書・支払

手形の「振出」は、約束手形を作成してこれを受取人に交付する行為で、手形に記載された金額の支払義務の負担を目的とする手形行為です。

「裏書」は、手形を他の人に譲渡するために、手形の裏側に記名押印する行為です。支払期日まで待つて支払いを受けても良いのですが、その前に早く資金化したい場合や同手形を他の債務の支払に充てたい場合に、裏書が行われます。

この行為は、裏書譲渡された人がさらに他の人に裏書をして、手形を転々譲渡させることがで

きます。最後の手形所持人が、手形上の権利を行使するために、受取人Ⅱ第1裏書人↓被裏書人Ⅱ第2裏書人↓被裏書人Ⅱ第3裏書人↓被裏書人Ⅱ手形所持人というように、「裏書の連続」がなければなりません。

「支払」は、手形所持人が手形振出人に対し、手形を呈示してすることになります。なお、通常は、手形所持人が取引銀行に手形金の取立を委任し、手形交換所に手形が呈示されることになりす。そうすれば、振出人に呈示したのと同じ効力を有することにす。

なお、支払銀行に手形を呈示し手形金の支払を求めることができるのは、手形の満期日及びこれに続く2取引日(合計3日間、これを「支払呈示期間」といいます)なので、自社の取引銀行には早めに取立の依頼をしておく必要があります。

#### 手形割引

手形の支払期日到来前に資金が必要になることがあります。その場合、手形を第三者に裏書

譲渡しても良いのですが、他に銀行に裏書譲渡して、支払期日前に現金化してもらうことができる場合があります。これを「手形割引」といいます。

銀行は、支払期日までの金利や費用(割引料)を差し引いた金額を手形所持人に交付します。ただし、手形の振出人や割引依頼人の信用度や手形サイト(振出日から支払期日までの長さ)などに問題があれば、割引をし

#### 一般債権(売掛金など)に比しての手形のメリット

第1は、支払の確度が高いことです。一般債権は期日に支払いがなくても債務者に特に不渡処分のような制裁措置はありませんが、手形が支払われないと、債務者(振出人)は、手形不渡りということになり、倒産ということにもなりかねません。6か月以内に2回の不渡りを出すこと「銀行取引停止処分(不渡処分)」となり、すべての銀行との取引ができなくなります。ですから、手形振出人は、手

形支払に懸命になります。

第2は、権利の譲渡がしやすいことです。一般債権を譲渡するには、債権譲渡通知を発する

など債権譲渡手続が必要ですが、手形の場合は、裏書をすれば良いので、簡単に行うことが出来ます。

第3は、債務者が代金を支払わない場合についてです。一般債権の場合は通常の訴訟を起さなければならず、早くても半年、通常は1年近く、あるいはもっと時間がかかる場合もあります。

これに対して、手形の場合は、手形訴訟という迅速な手続が利用できます。これによると、1〜3か月のうちに判決をとり、仮執行ができます。裁判での証拠は、原則として手形その他の文書(伝票、領収書など)に限られるので、審理の迅速化がはかられているのです。また、判決には必ず仮執行宣言が付されますので、同宣言に基づいての仮執行により金銭の回収が早期に実現できることになります。

お気軽にご相談ください



**山下江法律事務所**  
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

中四国最大級! 機動力と総合力で企業トラブルを解決!

- 契約書
- 知的財産
- 債権回収
- 倒産・再生
- 労務問題
- 顧問契約

所長 山下江 検索 企業法務専門サイトあります <http://www.hiroshima-kigyoo.com>

予約電話受付  
年中無休  
7~24時



相談予約専用  
フリーダイヤル  
**0120-7834-09**

◆相談料: 30分 5,000円 ◆債務整理相談料無料  
◆交通事故初回1時間相談料無料

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703  
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-0695